

# 福山市文化財保存活用地域計画（素案）に係る パブリックコメントの実施結果について

福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課

## 1 意見募集の概要と結果

### (1) 概要

#### ア 公表資料

福山市文化財保存活用地域計画（素案）

#### イ 公表場所

文化振興課，市政情報室，中部地域振興課，南部地域振興課，松永地域振興課，北部地域振興課，東部地域振興課，神辺地域振興課，鞆支所，内海支所，芦田支所，加茂支所，新市支所，走島分所，内浦分所，山野分所，広瀬分所，水呑分室，熊野分室，福山市ホームページ

#### ウ 意見の募集期間

2023年（令和5年）10月1日（日）～2023年（令和5年）10月31日（火）

### (2) 結果

#### ア 提出書

4通（電子メール3，持参1）

#### イ 意見数

4件

①計画に反映するもの 2件

②市の考え方を説明するもの 1件

③今後の施策の参考とするもの 1件

※1通に複数の意見が記載されているものについては，意見の内容ごとに整理しています。

## 2 意見の内容及び市の考え方

### (1) 計画に反映するもの(2件)

No.	該当箇所	意見の内容	市の考え方
1	全体	冒頭, この計画がどのような意味をもった計画で, 誰が, いつ, どのように策定を行ったものなのか, 書籍などにある凡例のようなものがあった方が分かりやすいと思います。	冒頭に凡例として次の文章を追加します。 1 本計画は, 福山市の文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画である。 2 本計画は, 地域総がかりで文化財の保存と活用を推進し, 文化財を確実に未来に継承することを目的とするものである。 3 本書の発行・編集は, 福山市・福山市教育委員会が行った。 4 本計画の作成は, 文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループ及び文化資源活用課, 広島県教育委員会管理部文化財課, 並びに福山市文化財保護審議会から指導を受けた。また, その他関係機関・部局から助言を受けながら行った。 5 本文の年号は, 明治5年12月2日以前を「和暦(西暦)」, それ以降を「西暦(和暦)」で表記した。 6 本計画の作成にあたっては, 2022年度(令和4年度)から福山市文化財保存活用地域計画策定検討委員により構成する委員会議を開き, 事務局を福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課に置いた。 7 本書に掲載した写真の一部は, 関係部局・関係機関等の撮影によるものを借用した。

No.	該当箇所	意見の内容	市の考え方
			<p>8 本書の本文や図表の著作権は発行者に帰属する。</p> <p>9 本計画の作成は、2022年度（令和4年度）・2023年度（令和5年度）文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）を受けて行った。また、文化庁が実施した文化財保存活用地域計画の作成のためのアドバイザーの派遣を活用し、有識者から助言を受けて行った。</p>
2	<p><b>P63</b>          鞆の歴史文化の説明</p>	<p>潮待ちの港・鞆の浦では奈良時代から海道を通じて人々の交流が行われており、大伴旅人が海路で大宰府から都へ帰る途中に鞆で詠んだ歌は、そういった交流を証明するものです。鞆では奈良時代（万葉の時代）から海道を通じて交流があったことを分かりやすく示すために、大伴旅人の歌についても触れてはどうでしょうか。</p>	<p>P63の1～3行目に次の下線部の文章を追記します。</p> <p>このうち鞆は、<u>奈良時代に大伴旅人が海路で大宰府から都へ帰る途中に鞆で詠んだ歌3首が万葉集に収録されるなど、万葉の時代から瀬戸内海航路の潮待ちの港として発展し、現在でも歴史的な町並みや建造物、生活文化が引き継がれています。</u></p>

(2) 市の考え方を説明するもの（1件）

No.	該当箇所	意見の内容	市の考え方
1	全体	福山市文化財保存活用地域計画が策定された場合、現行の文化財行政のマスタープランである福山市歴史文化基本構想はどのような取扱いになるのでしょうか。	<p>福山市文化財保存活用地域計画が本市の文化財行政のマスタープラン兼アクションプランとなるため、福山市歴史文化基本構想の内容は福山市文化財保存活用地域計画へ継承し、福山市文化財保存活用地域計画へ一本化します。</p> <p>福山市文化財保存活用地域計画（素案）の序章から第4章が福山市歴史文化基本構想の内容を継承している部分であり、その継承した内容に基づき第5章から第7章でアクションプランに関わる内容を新たに追加しています。</p>

(3) 今後の施策の参考とするもの

No.	該当箇所	意見の内容
1	P48 文化財の総合的把握調査の手法	<p>市民等による主体的な文化財の調査について言及してありますが、調査した文化財を公表する場合、歴史的な背景や経緯などに配慮が必要なものがあります。調査後の活用についても、活用するために文化財の価値に関わる大事な部分が失われることが少なくありません。また、観光については、例えば観光ガイドで誤った説明や、そこに住む住民に配慮が必要と思われる内容まで説明していることがあります。</p> <p>以上のような理由から、行政が市民に文化財の調査や活用を働きかけるのであれば、ある程度、行政や専門家が内容を管理しながら、正しい知識と倫理観の中で公表できる部分とできない部分を整備しながら、慎重に行うべきだと思います。</p>